女性活動推進法・次世代育成支援対策推進法に基づく公表

女性活動推進法の下での事業所内の男女の賃金の差異は下記のとおりである。

事業年度期間: 2024年1月1日~2024年12月31日

全労働者	男女の賃金の差異(男性賃金	男性	女性	全体数
	に対する助成賃金の割合)	(人)	(人)	(人)
	(%)			
全労働者	60.4	21	123	144
正規職員	68.4	19	88	107
非正規職員	104.4	2	35	37

なお、管理職に占める女性の割合は42.8%である。

労働者に対する女性職員の割合

全労働者	労働者に対する女性職員の	男性	女性	全体数
	割合 (%)	(人)	(人)	(人)
全労働者	80.1	28	113	141
正規職員	75.8	28	88	116
非正規職員	100.0	0	25	25

労働者の勤続年数

全労働者		男性	女性
		(年)	(年)
正規職員	医療職	10.0	10.0
	事務職	16.0	12.0
非正規職員	医療職	3.1	9.4
	事務職	10.2	11.2

育児休業取得率

対象期間: 2024年4月1日~2025年3月31日

女性労働者の育児休業取得率	100%		
備考	育児休業を取得した労働者	:	3人
	出産した女性労働者数	:	3 人

男性労働者の育児休業取得率	0%
備考	育児休業を取得した労働者 : 0人
配偶者が出産した男性労働者数:0	